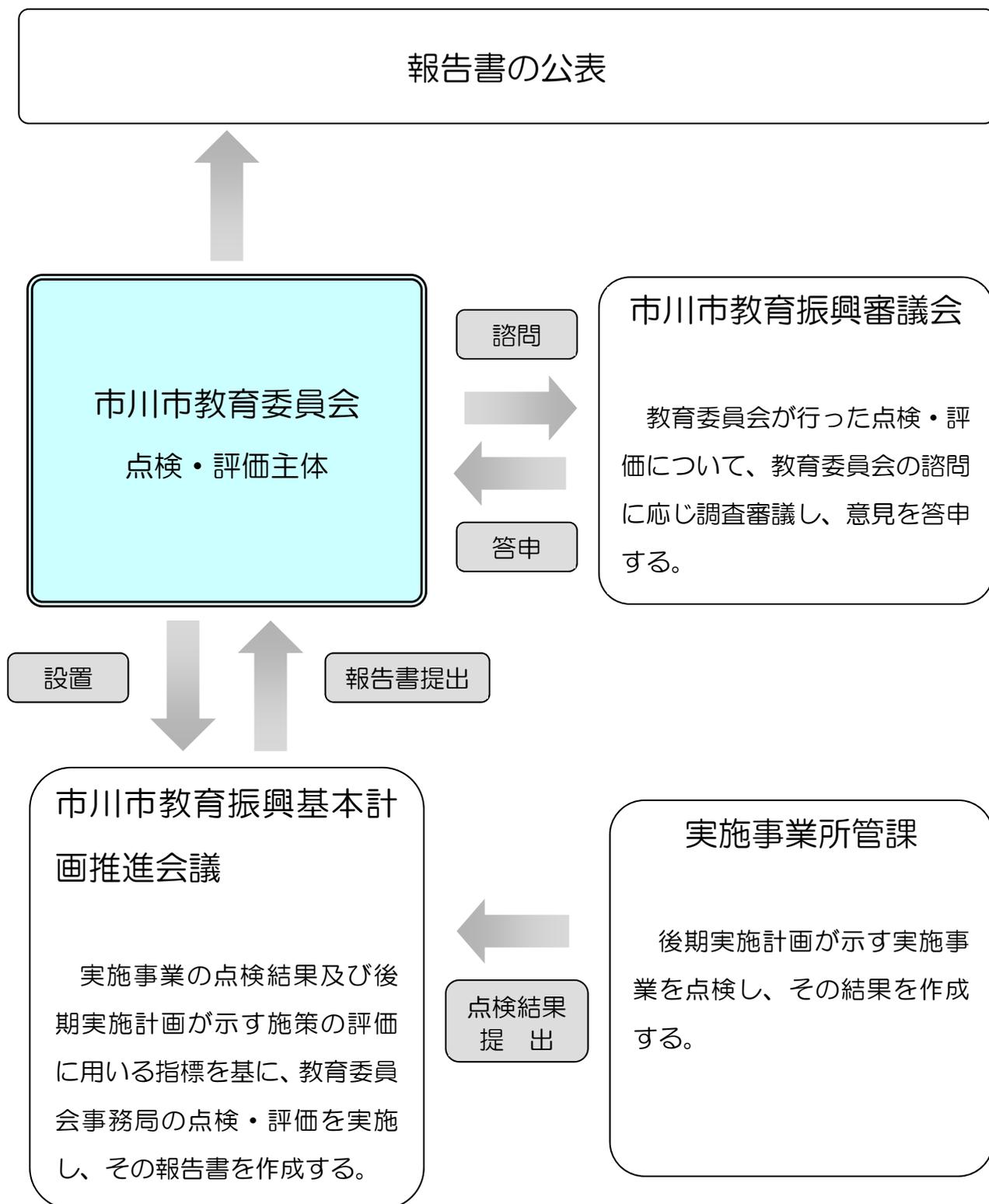


5 資料

1 点検・評価体制



2 審議会について

(1) 設置根拠

市川市教育振興審議会条例

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市川市教育振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ調査審議するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定により定める教育振興基本計画に関する事項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 学校教育の関係者
 - (3) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者
 - (4) 地域における教育の向上に資する活動を行う者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
 - 5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(事務)

第7条 審議会の事務は、教育委員会事務局教育政策室において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、審議会が教育委員会の同意を得て定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 (略)

附 則(平成27年3月19日条例第18号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月16日条例第9号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 (略)

(2) 委員

選出区分	氏 名	職業等
学識経験を有する者 (第1号委員)	天笠 茂	千葉大学教授
	田中 孝一	川村学園女子大学教授
	渡邊 智子	千葉県立保健医療大学教授
	前田 泰弘	和洋女子大学教授
学校教育の関係者 (第2号委員)	大嶋 章一	市川市立第八中学校校長
	齊藤 雅代	市川市立大洲幼稚園園長
幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校に在学する幼児、児童又は生徒の保護者(第3号委員)	晒科 里美	市川市立須和田の丘支援学校保護者
	湯浅 国匡	市川市立第四中学校保護者
地域における教育の向上に資する活動を行う者(第4号委員)	角谷 好枝	コミュニティクラブ推進会議委員
	中村 ふじ江	前市川市教育委員会委員

3 審議会への諮問及び答申

(1) 諮問書

市川第 20160426-0162 号

平成 28 年 5 月 16 日

市川市教育振興審議会

会 長 天笠 茂 様

市川市教育委員会

教育長 田中 庸 恵



平成 27 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価について（諮問）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 26 条第 1 項の規定に基づく平成 27 年度の教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等を行うに当たり、同条
第 2 項の規定に基づき、教育委員会が実施した当該点検及び評価（別添諮問
資料）について、貴審議会の意見を求めます。

(2) 答申書

平成 28 年 5 月 24 日

市 川 市 教 育 委 員 会
教 育 長 田 中 庸 惠 様

市川市教育振興審議会
会 長 天 笠 茂

平成 27 年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況についての点検及び評価について（答申）

平成 28 年 5 月 16 日付け市川第 20160426 - 0162 号で市川市教育振興審
議会に諮問のあった標記の件について、当審議会において慎重に審議した結
果、次のとおり取りまとめたので、市川市教育振興審議会条例第 2 条の規定
に基づき答申いたします。

記

答 申 教育委員会が行った点検及び評価は、妥当である。

ただし、次に掲げる施策については、再考されたい。

- 1 施策 1 - 1 - 3 道徳教育の充実
- 2 施策 1 - 4 - 4 防災教育の推進
- 3 施策 3 - 2 - 1 特別支援教育の推進

また、点検及び評価の結果に関する報告書の成果指標については、
以下の事項に留意されたい。

- 1 点検及び評価の調査審議を充実させるために必要と判断される
場合には、成果指標の表し方を工夫すること

1 審議経過

本審議会は、平成28年5月16日、教育委員会から「平成27年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について」諮問を受けた。

この諮問は、教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく平成27年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、教育委員会自らが行った点検及び評価について、当審議会の意見を求めたものである。

教育委員会が行った点検及び評価については、その結果を取りまとめた「教育委員会点検・評価報告書」の提示を受けたところであるが、その方法は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき定めた市川市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画である「第2期市川市教育振興基本計画」（平成26年1月策定）を対象として、平成27年度重点事業を所管する課等が当該重点事業の点検を行った上、教育委員会事務局が点検及び評価を行い、その後、教育委員会による点検及び評価が行われたものであり、適切であると評価した。

そこで、当審議会における調査審議は、「教育委員会点検・評価報告書」に記載された点検結果及び施策の評価を基に、教育委員会が行った点検及び評価が妥当であるか否かを調査審議するとともに、今後の施策の推進に関する意見を取りまとめることとした。

そして、本日、本答申書のとおり答申するに至ったものである。

2 答申理由

本答申のうち、施策の評価について、再考を求める理由は、以下のとおりである。

(1) 基本的方向1 子どもの姿

① 施策1-1-3 道徳教育の充実

成果指標「学校におけるいじめの認知件数」の現状値は、平成26年度の現状値より増となっているが、一方で、施策3-3-4「いじめ、暴力行為などへの対応の強化」の成果指標「いじめの解消率」の現状値は目標値に近い97%であり、認知されたいじめの解消が図られてきていることを示している。

このことから、学校と教育委員会の相互に連携した取り組みが、いじめに対する意識が向上した要因の一つになっていると推測できる。

したがって、成果指標の分析に当たっては施策間相互の関係性に留意するとともに、今後の対応にその視点を付記することが適当である。

② 施策1-4-4 防災教育の推進

教育委員会は、施策として「災害時における避難行動などに必要となる適切な判断力・対応力を育成します。」としている。

災害時における適切な判断・対応を徹底するには、防災教育や避難訓練などを、学校の中だけではなく、常に保護者や地域の方とともに一緒に実施していくことが必要であり、大切であると考えている。

したがって、今後の対応に当該改善策を付記することが適当である。

(2) 基本的方向3 市川の教育の姿

① 施策3-2-1 特別支援教育の推進

この問題は、市川市に限らず全県的な課題でもあり、本市においては支援のための学校・学級を増やしているが、今後も支援を必要とする児童生徒が増えてくることが見込まれている。

本施策については、重点事業の進捗において「計画どおり実施し、顕著な効果が見られた」とし、「現在の計画に沿って施策のさらなる推進を図る」としているが、その具体策は示されていない。

したがって、今後の対応に、特別支援教育における施設整備の視点を付記することが適当である。

(3) 点検及び評価の結果に関する報告書の成果指標に関する配慮

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することが義務付けられている。

これは、市民への説明責任を果たし、教育の一層の推進を図ることを目的としている。

したがって、公表することとなる点検・評価報告書の内容を充実させ、市民への説明責任を十分に果たすためには、各施策の点検・評価の際、その根拠となる成果指標に関して、他の施策に係る成果指標との関係性を示すことや、成果指標の説明の際に必要な応じて小学校・中学校別のデータなどを提示するなど、より工夫することに留意されたい。

3 今後の施策の推進に関する提言

(1) 施策全体を通して

第2期教育振興基本計画は、「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」という基本理念のもと、5年を計画期間として策定されている。

この基本計画が、これまでの教育理念の継承と社会情勢等の変化への適切な対応を主眼とする以上、教育委員会には、社会の変化や市民の意識等を敏感に受け止めて施策展開を図る姿勢が求められる。

そのためにも、点検及び評価に当たっては、施策体系など基本的な枠組みは維持しつつも、適切な成果指標等を用いて、社会の変化や市民の意識等を的確に捉える必要がある。

施策と成果指標の関係性、成果指標の捉え方を検討しながら、昨今の経済的な格差と学力の問題、いじめの問題など、今日的な課題をどのように受け止め、対処していくかということも含めて、市川の教育のより一層の振興に向けて、施策の推進に努めていただきたい。

(2) 基本的方向1 子どもの姿

① 施策1-1-5 読書教育の推進

この施策は、市川市が全国に誇ることができる施策の一つだと認識している。

他の施策にも言えることではあるが、市民等に向けて市川市の取り組みをアピールするべきである。また、そうすることで、市川市教育委員会の施策に対する理解が進み、より特色ある展開につながっていく可能性があると考えるので、検討されたい。

② 施策1-2-1 確かな学力を育成する取り組みの推進

重点事業「校内塾・まなびくらぶ」の進捗に顕著な効果が見られ、各成果指標の現状値も概ねよい傾向にあり、施策の実現が図られてきていると言える。

「校内塾・まなびくらぶ」は、市内の全ての小学校・中学校で取り入れられ、子どもたちの学力の向上に寄与している。より多くの希望者が参加することができるよう、施策の推進を期待する。

③ 施策 1-4-3 キャリア教育の推進

成果指標「『将来、自分がなりたい職業や、やりたい仕事がある』と回答する児童生徒の割合」の現状値は、平成 25 年度の現状値から徐々に低下している。

キャリア教育は、小学校・中学校別立てで行われているが、小さな頃から継続していずれ社会人になるという気持ちを持ち続けられるように、例えば、幼小中高一貫して取り組ませることも一つの方策である。

また、キャリア教育を重点化していくと学習意欲につながってくることから、学習意欲を高めるという視点も取り入れて、施策の推進を図っていただきたい。

④ 施策 1-4-4 防災教育の推進

教育委員会は、施策として「すべての児童生徒に災害時における避難行動や減災のための正しい知識を身に付けさせることが課題である」としている。

しかしながら、支援が必要な特別支援学校の児童生徒にとっては、災害時に独力で避難場所に行くようなことは事実上困難である。

そこで、学校において管理できる体制の整備など、児童生徒の状況を踏まえた教育をお願いしたい。

⑤ 施策 1-5-1 歴史や文化に関する教育の推進

教育委員会は、施策として「日本や郷土市川の歴史や文化を深く理解する機会を充実します」としている。その機会の一つとして防災教育と関連付けて実施していくことはできないか。

その土地の歴史や文化は、自然や地形などと深い結びつきがあると考えられる。そこで、今の市川と昔の市川の歴史や文化、市川市の地域の中で育ってきた子どもたちとそうでない子どもたち、これらを防災という観点でつなげていく。このような総合的な取り組みにより、施策の推進が図られるのではないか。

⑥ 施策 1-5-2 外国語教育・国際理解教育の推進

各成果指標の現状値は、引き続き90%前後の高い数値を示しているものの、平成26年度の現状値から低下している。

成果指標がどうしても下がったか、苦手意識がある子どもたちの原因を明らかにしておかないと、有効な解決策を見いだすことができないので、次回の調査の際に留意していただきたい。

(3) 基本的方向 2 家庭・学校・地域の姿

① 施策 2-2-1 教職員の指導力の向上

成果指標「『授業の内容がわかる』と回答する児童生徒の割合」の現状値は、平成30年度に達成すべき目標に近づいてきているが、成果指標「『市教育委員会が行う研修の内容や時期、場所などがニーズに応えたものである』と回答する教職員の割合」の現状値は、平成25年度の現状値から徐々に低下している。

児童生徒の学力向上と教職員の指導力の向上は表裏一体のものである。このため、教育委員会として、教職員の高い意欲を受け止めるとともに、その多様なニーズに応える研修を設定するなど、これまでどおり教職員の指導力向上に努めていただきたい。

その上で、「校内塾・まなびくらぶ」を積極的に活用するとともに、すべての子どもを学校の授業の中で今までよりも効果的に参加できるようにしていくために、教育課程における指導方法や指導形態の連動を図るよう指導主事が教育現場の教職員に働きかけるよう、具体的に取り組んでいただきたい。

② 施策 2-2-2 学校間の連携の推進

重点事業「新しい学校に関わる研究」及び「市川版中高一貫教育推進事業」の進捗評価にも表れているが、市川市が千葉県で先進的に義務教育学校をスタートさせたことは、歴史的業績の一つとすることができる。

今後は、塩浜学園だけを突出させるのではなく、市川市が、これを1つの軸にしながら全市的に幼小中高間、中学校ブロック間の連携を大切にしていって、そういう市であるということを出し出していくことを期待する。

③ 施策 2-2-4 教職員が子どもと向き合う時間の拡大

成果指標『子どもとじっくり向き合うことができていると思う』と回答する教職員の割合の現状値は、平成26年度の現状値から低下している。

原因の分析を進めるとともに、施策 2-4-1「家庭・学校・地域の連携を図る取り組みの推進」における成果指標に表れているように学校支援コーディネーターが充実してきているので、積極的に情報発信し、授業の準備等に活用できるところは活用していただきたい。

(4) 基本的方向 3 市川の教育の姿

① 施策 3-5-1 教育委員会機能の充実に向けた取り組み

教育委員会による周知に関する取り組みに変化が見られない。教育委員会や教育委員が果たしている役割は広く、重要であるから、さらに周知に努めるとともに、日々の働きかけの一つとして情報発信を位置付けていただきたい。

以上

市川市教育振興審議会

会 長	天笠	茂
副会長	大嶋	章一
委 員	田中	孝一
委 員	渡邊	智子
委 員	前田	泰弘
委 員	齊藤	雅代
委 員	湯淺	国匡
委 員	晒科	里美
委 員	角谷	好枝
委 員	中村	ふじ江

4 点検・評価の経過

年 月 日	概 要
平成28年3・4月	重点事業担当課が、重点事業の点検を実施
4月15・22日	市川市教育振興基本計画推進会議（教育次長を議長とし、教育委員会事務局各部の部長・次長・筆頭課長、教育政策室長及び教育政策課長で組織）が、重点事業の点検及び施策の評価を実施
5月12日	教育委員会が、推進会議の点検・評価結果を基に、点検・評価を実施するとともに、審議会に諮問することを決定
5月16日	審議会が、教育委員会の点検・評価の結果について、調査審議を実施
5月24日	審議会が、教育委員会の点検・評価の結果に対する意見を答申
6月 2日	教育委員会が、審議会の答申を踏まえて、点検・評価を実施し、本報告書を決定